

第6章

誘導施策

6-1 誘導施策

(1) 誘導施策

誘導施策については、都市再生特別措置法の改正を契機とし、国において従来の施策の拡充や、新たな施策の創設等が行われており、国等が直接行う施策、国等の支援を受けて市が行う施策及び市が独自に講じる施策の3種類に大別されます。

これと合わせて、誘導施設に位置付けられた施設の都市機能誘導区域外における建築行為については、届出制度が適用されます。また、住宅の建築に対しても、区域外の一定規模以上については届出の対象となります。

なお、都市機能や居住の誘導に当たっては、制限や規制によるものではなく、事業者がメリットを最大限受けることができるような施策を充実させることや、公共交通の利便性を向上させる施策を展開していくことにより、誘導区域全体の質を高め、暮らしやすさを確保することで、緩やかな誘導を図るものとします。

区 域	誘 導 施 策
都市機能誘導区域	<p>◆誘導施設の整備</p> <p>都市機能誘導施設のうち、民間事業者が整備するものについては、国が直接行う施策として、税制上の特例措置や、都市再生法において規定される民間都市開発推進機構による金融上の支援措置等があります。</p> <p>また、企業進出により、大規模な用地の取得が必要となった場合、市全体として支援を行っていきます。</p> <p>行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設等については、関係部署との連携を密にして、整備の必要性が生じたとき、都市再構築戦略事業を始めとする交付金事業が活用出来ないか検討します。</p> <p>◆中心市街地の賑わい創出</p> <p>市では現在、空き地や空き家を活用して、商業施設を出店し、営業しようとする新規事業者に対し、施設開設にかかる費用の一部を補助していますが、誘導施策として活用できるよう検討しています。</p>

区 域	誘 導 施 策
居住誘導区域	<p>◆届け出制度の活用</p> <p>市が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握し、情報提供等を通じて居住誘導区域内への居住の誘導が促進されるように、居住誘導区域外の区域で、3戸以上の住宅等の建築行為等を行おうとする場合には、原則として市長への届出が必要となります。</p> <p>また 1,000m² 以上の住宅の建築を目的とする開発行為については、届出が必要となります。</p> <p>届出をした方に対して、必要な場合には、居住誘導区域内における、居住の誘導のための施策に関する情報提供等を行っています。</p>

区 域	誘 導 施 策
居住誘導 区域	<p>◆住環境の整備</p> <p>住環境整備の観点から、下記の事項について取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住みやすい環境づくりとして、核となる道路が未整備であるエリアについて、交付金事業等を活用して整備を行い、住環境や防災力の向上を行います。 ・ 歩いて暮らせるまちづくりの実現を図るため、担当部局との連携を密にし、除雪困難な狭小路線における消雪施設整備を、交付金事業を活用しながら実施しています。 ・ 高齢者や子育て世代(ベビーカー等)が歩きやすい歩行者空間の整備について必要性を検討し、交付金事業等を活用し整備します。 ・ 定住の意思を持ち、住宅や土地の取得を目指す方に対して、現在、市が行っている「定住化促進に関する助成制度」を活用して支援を行うとともに、誘導施策として活用できるよう検討しています。 ・ 雪に強いまちづくりとして、2014(平成26)年3月に策定された「勝山市総合克雪・利雪・親雪計画」内に記載されているとおり、①積雪に対応した克雪住宅化への情報提供 ②屋根融雪設備設置等への支援拡充、新技術の調査研究 ③雪処理労力の低減化方策の情報提供 ④空き地対策について引き続き実施するとともに、住宅を克雪化する支援の創設を目指します。 <p>◆持続可能なまちづくりの実現</p> <p>市外からの移住を考えている方に対し、市担当部局が窓口となり、情報提供を行うとともに、各種補助金を活用し全面的に支援していきます。</p> <p>空き地や空き家対策として、「低未利用地の利用と管理のための指針」に基づき、低未利用地の有効かつ適切な利用を進めます。</p> <p>◆公共交通の利便性の向上</p> <p>高齢者に対する無料乗車券の交付や、路線バスの運賃補助などにより、公共交通を利用しやすくするための支援を行います。</p> <p>えちぜん鉄道の運賃助成や、えちぜん鉄道と貸し切りバス、コミュニティバス等の相互利用に対する助成、市内3駅に整備されたパーク&ライド駐車場の活用促進、鉄道とバスの乗り継ぎに配慮したダイヤ改善などにより、市内の移動と市内から他都市へのアクセスしやすさの向上を目指します。</p> <p>市内バス停の位置の改善や、分かりやすい案内表示などにより、バス利用者の快適な利用環境整備を進めます。</p>

●低未利用土地の有効活用と適正管理に関する指針

空き地・空き家等の低未利用土地が増加し、まちなかの空洞化による、生活利便性の低下、治安・景観の悪化、地域の魅力喪失等の問題に対応するため、低未利用地の集積等による、利用の促進、地域コミュニティによる身の回りの公共空間の創出を検討する。

①低未利用地の管理指針

空き家については、老朽化の進行を抑制すべく、定期的な清掃・空気の入替え等を行うよう努める。

また、空き地については、雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や、不法投棄等を予防するための措置など、適切な管理を行うよう努める。

②低未利用地の利用指針

都市機能誘導区域内においては、オープンカフェや広場など、商業施設、医療施設等の利用者の利便を高める施設としての利用を図る。

居住誘導区域内においては、リノベーションによる既存住宅の再生及び良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を図る。

③低未利用土地権利設定等促進事業区域(低未利用地の集約等による利用の促進)

低未利用地の地権者等と利用希望を行政がコーディネートし、所有権にこだわらず複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する。

賑わい創出に向けた店舗・事業所等の誘致のほか、密集市街地改善に向けた住環境の整備を図るため、次の設定を検討する。

○事業区域の設定：居住誘導区域、都市機能誘導区域

○促進すべき権利設定等の種類：地上権、借地権、所有権 など

○立地を誘導すべき誘導施設など：都市機能誘導区域における誘導施設
：居住誘導区域における住宅 など

④立地誘導促進施設協定について

居住の利便性を増進し、良好な市街地環境を確保するための施設について、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理を適切に行うため、一団の土地の所有者及び借地権等を有する者が協定を結ぶことができる制度の検討をする。

○対象区域の設定：居住誘導区域、都市機能誘導区域

○種類：広場、広告塔、並木、防犯灯など、居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であって、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの

●公的不動産の活用方針

誘導施設の整備及び誘導施策の実施に関しては、勝山市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の維持管理の最適化、施設の長寿命化と更新の最適化、施設性能の確保、施設の機能・総量の最適化等を図ることで、利用者の利便性の向上、各種サービスの高度化、整備・管理・運営コストの軽減等に取り組む。

(2) 用途地域ゾーンへの対応

区 域	支 援 施 策
用途地域 ゾーン	<p>◆住環境の整備</p> <p>北部拠点周辺では、観光客への情報発信等の機能を担う、道の駅が整備されており、これを活用した新たな魅力・産業の創出に取り組んでいきます。</p> <p>また、住環境を維持するために必要な整備については、交付金事業等を活用しながら実施していきます。</p> <p>南部拠点周辺では、ゆとりある住環境となっており、様々なライフプランに対応できる居住環境づくりに必要な整備については、交付金事業等を活用しながら実施していくとともに、用途種別に対応した施策を進めていきます。</p> <p>◆持続可能なまちづくりの実現</p> <p>ゆとりある住環境が魅力の両地区において、多世帯同居や近居を支援する補助制度等を継続していくことで、多世代が支えあう地域特性を生かしたコミュニティの維持を図ります。</p>

(3) 田園・山間ゾーンへの対応

■現在行っている支援施策

区 域	支 援 施 策												
田園・集落 ゾーン	<p>◆持続可能な農村基盤づくり</p> <p>○新規就農者及び担い手の確保</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">ハード面</th> <th style="width: 50%;">ソフト面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 儲かるふくい型農業総合支援事業 ・ 土地改良事業 ・ 地域集積協力金 ・ 中山間総合対策支援事業 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者経営支援事業 ・ 新規就農者育成総合対策 ・ 担い手育成総合支援推進事業 ・ 田舎暮らし体験交流事業 ・ 担い手農地集積促進事業 ・ 中山間総合対策支援事業 </td> </tr> </tbody> </table> <p>○地域農業・中山間集落の支援</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">ハード面</th> <th style="width: 50%;">ソフト面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ ミニ団地化促進事業（水田利用合理化事業） ・ 中山間地域土地改良施設等保全事業補助金 ・ 中山間総合対策支援事業 ・ 土地改良事業 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域直接支払事業 ・ 中山間総合対策支援事業 ・ 農地多面的機能支払事業 ・ 環境保全型農業支援推進事業 ・ 地域農業確立支援事業 </td> </tr> </tbody> </table> <p>○農産物の特色づくり</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">ハード面</th> <th style="width: 50%;">ソフト面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6次産業化推進事業 ・ 畜産経営基盤強化支援事業 ・ 有機栽培等生産性向上機械導入支援事業 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ がんばれ特産産地小さな農業応援事業 ・ 環境保全型農業直接支払交付金 ・ 農業農村活性化事業 ・ 農地活用支援事業 ・ 水田農業構造改革対策推進事業 </td> </tr> </tbody> </table>	ハード面	ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 儲かるふくい型農業総合支援事業 ・ 土地改良事業 ・ 地域集積協力金 ・ 中山間総合対策支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者経営支援事業 ・ 新規就農者育成総合対策 ・ 担い手育成総合支援推進事業 ・ 田舎暮らし体験交流事業 ・ 担い手農地集積促進事業 ・ 中山間総合対策支援事業 	ハード面	ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミニ団地化促進事業（水田利用合理化事業） ・ 中山間地域土地改良施設等保全事業補助金 ・ 中山間総合対策支援事業 ・ 土地改良事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域直接支払事業 ・ 中山間総合対策支援事業 ・ 農地多面的機能支払事業 ・ 環境保全型農業支援推進事業 ・ 地域農業確立支援事業 	ハード面	ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6次産業化推進事業 ・ 畜産経営基盤強化支援事業 ・ 有機栽培等生産性向上機械導入支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ がんばれ特産産地小さな農業応援事業 ・ 環境保全型農業直接支払交付金 ・ 農業農村活性化事業 ・ 農地活用支援事業 ・ 水田農業構造改革対策推進事業
ハード面	ソフト面												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 儲かるふくい型農業総合支援事業 ・ 土地改良事業 ・ 地域集積協力金 ・ 中山間総合対策支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者経営支援事業 ・ 新規就農者育成総合対策 ・ 担い手育成総合支援推進事業 ・ 田舎暮らし体験交流事業 ・ 担い手農地集積促進事業 ・ 中山間総合対策支援事業 												
ハード面	ソフト面												
<ul style="list-style-type: none"> ・ ミニ団地化促進事業（水田利用合理化事業） ・ 中山間地域土地改良施設等保全事業補助金 ・ 中山間総合対策支援事業 ・ 土地改良事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域直接支払事業 ・ 中山間総合対策支援事業 ・ 農地多面的機能支払事業 ・ 環境保全型農業支援推進事業 ・ 地域農業確立支援事業 												
ハード面	ソフト面												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 6次産業化推進事業 ・ 畜産経営基盤強化支援事業 ・ 有機栽培等生産性向上機械導入支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ がんばれ特産産地小さな農業応援事業 ・ 環境保全型農業直接支払交付金 ・ 農業農村活性化事業 ・ 農地活用支援事業 ・ 水田農業構造改革対策推進事業 												

区 域	支 援 施 策	
田園・集落 ゾーン	◆公共交通の維持	
	ハード面	ソフト面
		・「わたしの時刻表」作成の促進、支援
	◆地域コミュニティの維持	
	ハード面	ソフト面
	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ会館整備支援事業 ・勝山市地区公民館施設整備事業 ・新福井ふるさと茶屋支援事業 ・にこにこ地域づくり事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ助成事業 ・自主防災組織補助金 ・にこにこ地域づくり事業

■今後の展開について

◆持続可能な農村基盤づくり

○新規就農者及び担い手の確保

持続可能な農業の振興を推進するため、認定農業者、集落営農組織を核としながら集落の多数を占めるその他の農家についても、将来の担い手として位置付け、新規就農の促進など担い手の確保経営・集落営農等への発展のための支援を実施します。

○地域農業・中山間集落の支援

少子高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等で地域農業への将来展望を描くことが困難になりつつある集落・地域に対して、「人・農地プラン」についての継続的な話し合いや見直しにより、農地集積や新規就農・経営継承、地域の中心となる農業法人・集落営農への支援を行うとともに、担い手への農地集積と農地集約化による生産性を高め、中山間集落における農業の体質改善を図ります。

○農産物の特色づくり

農業経営の多角化を目指す6次産業化を推進し、道の駅等において販売できる新たな加工品の開発支援や、天然鮎など四季折々の地元食材を活用したメニューを効率的に提供できる環境整備としくみづくりを行います。

また、勝山市農業公社が実施する山菜等の特産化に向けた取組等に対する支援を行います。

◆公共交通の維持

公共交通であるコミュニティバスの利用促進のため、利用者のニーズを把握し、運行区域の変更やダイヤの改正、バス停留所の新設など様々な微調整を行うとともに、わたしの時刻表作成サービスや医療機関と連携した専用時刻表の作成を行い、コミュニティバスの利便性の向上を図ります。

◆地域コミュニティの維持

市民の主体的な活動を活性化することにより、地域住民がいつまでも安心して暮らすことができ、次世代が元気に生まれ育っていくことができるような地域コミュニティの再生と維持を目指し、各集落や団体が取り組む伝統文化の保存・継承や自主的な防災活動、コミュニティビジネス等の確立に向けた取組を支援します。同時に、その拠点となる施設や備品の整備に対して支援を行います。